

福島県林地開発許可制度運用基準

	平成12年	4月	1日	12森土第133号
	平成15年	10月	1日	15森第1165号
	平成16年	2月29日		15森第1804号
	平成16年	4月	1日	16森第84号
	平成16年	7月	1日	16森第675号
	平成17年	9月30日		17森第1000号
	平成20年	10月30日		20森第1995号
	平成23年	6月	1日	23森第470号
	平成25年	4月	1日	24森第2899号
	平成27年	5月	1日	27森第324号
	令和2年	3月30日		元森第3935号
	令和5年	3月31日		4森第4245号
	令和7年	1月29日		6森第3399号
最終改正	令和7年	6月23日		7森第1094号

第1 趣旨

平成12年4月1日、改正地方自治法の施行により、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項に基づく開発行為の許可の事務が県の自治事務とされたことにより、県の当該事務に対する責務がこれまでも増して一層重くなったことを踏まえ、法令の解釈及び審査基準を明確にすることにより、申請に対する適切な処理に資するとともに、行政運営の透明性を確保することを目的とする。

第2 開発行為の許可対象（法第10条の2第1項関係事項）

1 対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第25条又は法第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

2 対象となる開発行為

知事の許可を必要とする開発行為は「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」とされている。

(1) この「土地の形質を変更する行為」は、法第31条及び法第34条第2項の「土地の形質を変更する行為」と同一の内容であり、「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

- ア 土石の採掘（砂、砂利または転石の採取を含む。）
 - イ 鉱物の採掘
 - ウ 宅地の造成
 - エ 土砂捨てその他物件の堆積
 - オ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
 - カ 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為、その他の植生に影響を及ぼす行為
- (2) 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令の定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。
- ア 同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第1号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。
- なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。
- イ 同条第1号の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。
- ここでいう「道路」とは、「道路法」又は「道路交通法」等において定義されている道路とは異なり、いわゆる道路としての形状、機能を持っているものであれば該当し、一般の公共の用に供しているか否かは問わない。
- ウ 同条第1号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。
- エ 同条第2号の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含む。
- (3) 地域森林計画においては、法第5条第2項第11号の「森林の土地の保全に関する事項」を定めることとされており、法第8条において地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならないとされていることから、開発行為の許可を要しないものについても地域森林計画に従い森林の土地の保全に留意した適正な利用が確保されなければならない。

3 対象となる開発行為の一体性

開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの

規模をいい、総合的に判断する。

- (1) 開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安とする他、別記 1 により、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

ア 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

イ 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

ウ 実施箇所の一体性

個々の事業に必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

- (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用すること。

4 対象外の開発行為

- (1) 「国又は地方公共団体が行う場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号）。

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度の趣旨等が貫徹されるためである。

したがって、国又は地方公共団体等が開発行為をする場合は、当然に、民間事業主体の模範となる開発行為が確保される必要がある。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）附則第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第 3 条の規定による改正前の機構法第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号の国又は地方公共団体とみなされる。

- (2) 「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」は、許可制は適用されない（法第 10 条の 2 第 1 項第 2 号）。

これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。

伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、県において当然知りうると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第10条の2第2項の各号に該当するような事態の発生をみることもないよう適切な事後措置をとらせるよう指導することとする。

- (3) 「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合」は許可制は適用されない（法第10条の2第1項第3号）。

この事業は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第5条に定められているとおりである。

- (4) 許可制の適用のない(1)及び(3)の場合であっても法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならない。

ア 国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、本制度の趣旨に即して行われるよう、あらかじめ知事と関係行政庁との間で連絡調整するものとする。

イ 県が開発行為を行うに当たっては、福島県森林保全課及び各農林事務所と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うものとする。福島県以外の地方公共団体及び当該地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ知事と連絡調整をするよう指導するものとする。

ウ 省令第5条の事業を施行しようとするときにあっても当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ知事と連絡調整をするよう指導するものとする。

なお、法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出に際し、併せて連絡調整をとるよう市町村と連携を密にするものとする。

第3 開発行為の許可基準等（法第10条の2第2項及び第3項関係事項）

1 開発行為の許可基準

- (1) 法第10条の2第2項において「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があった場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」こととされているが、これは、同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。具体的には次のような許可基準が定められている。

ア 災害の防止

「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号）に該当しないと認められることであり、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

「その他の災害」としては、土砂の流出又は崩壊の原因となる洪水、いっ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。

「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うものとする。

なお、開発行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第7号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の基準に適合するものとして差し支えない。

イ 水害の防止

「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号の2）に該当しないと認められることであり、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容から森林の有する水害の防止機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

なお、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第3号の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の2の基準に適合するものとして差し支えない。

ウ 水源のかん養

「当該開発行為をする森林の現に有する水源かん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第10条の2第2項第2号）に該当しないと認められることであり、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源かん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

エ 環境の保全

「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第3号）に該当しないと認められることであり、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から、自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

なお、工場の立地態様に関する事項、汚染物質の排出等公害の防止に関する事項

については、この許可制を通じて他法令による遵守すべき基準が守られるように所轄部局と特に連絡調整を図るものとする。

(2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進への留意

法第10条の2第2項の許可基準の配慮規定として同条第3項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うこととされているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

2 開発行為の許可に係る申請

省令第4条において、開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添え、知事に提出しなければならないとされているが、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経ることが必要である。

3 開発行為に係る審査及び完了確認

(1) 開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に審査するものとする。

(2) 許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の施行後において速やかに完了確認を行うものとする。また、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる。

ア 「緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる」について、緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置は、植生が定着しないことが見込まれる場合には、緑化等の措置後、継続的に経過観察を行った上で完了確認を行うことができるものとする。この場合、緑化等の措置後1年経過した時点の植生状態を植被率等により成績判定するとともに、その後少なくとも1年間の経過観察を行い、定着状況を確認した上で、完了確認を行うことが望ましい。

成績判定や経過観察の結果、植生が定着していないと判断される場合には、必要に応じて事業者に対し再度緑化等の措置を指導するものとする。

イ 上記のほか、防災施設の設置を先行させることとし、主要な防災施設が設置されてから部分確認を行うまでの間は他の開発行為を行わないよう指導するものとする。こうした防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発

については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分確認や施行状況の定期報告について指導するものとする。

ウ 土石等の採掘等の一時的な転用を目的としている開発行為を除き、原則として完了確認したときをもって地域森林計画の対象森林から除外するものとする。

第4 開発許可基準の運用

1 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策が措置されていることを確認するものとする。

2 手続上の要件（省令第4条関係）

申請の手続については、省令第4条に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していることを確認するものとする。

(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、福島県森林法施行細則（平成12年福島県規則106号。以下「施行細則」という。）によるものとする。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し又は不要な事項を省略することができるものとする。

(2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること（省令第4条第2号）。

これは、原則として申請書の受理の時点において開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者全員の同意を申請者が得ていることを要する。

ただし、「行方不明、会社の倒産等により所在が不明な場合」、「病気等により自ら同意が不可能な場合」、「権利関係が複雑多岐でかつ特異なケースのため、相続等の手続きに長時間を要すると認められる場合」、「その他特にやむを得ない事由による場合」等、申請までに全員の同意書を添付できない場合において相続予定者又は、所有地の実質的な管理者の同意書、その他必要と認められる書類が添付され、通常受理から許可までに要する期間内に全ての同意がとれる見込みがある場合には受理する。

なお、この場合においても許可に際しては全員同意を要することに留意すること。

(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

(4) 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があるこ

とを確認するものとする。具体的な内容については、施行細則によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。

- a 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。
- b 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への林地開発許可処分後に融資を受けることが明らかな書類及び許可処分後から開発行為に着手する前に融資証明書を提出すること並びに提出期日を明確にし、その期日までに融資証明書を提出できない場合には廃止届を提出することを誓約する書類を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。

- (5) 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」(昭和37年農林省告示第851号。以下「様式告示」という。)の様式1中注意事項3において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、施行細則によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認するものとする。

- (6) 施行細則に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を添付するものとする。
- (7) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これをしんしゃくして決められたものであること。）が明らかであること。
- (8) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- (9) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。
- (10) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。例えば、開発行為により道路が分断さ

れる場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

- (11) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要が有る場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

3 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係）

(1) 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

具体的には、スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するよう事業者に対し指導するものとする。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量・盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

(2) 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(3) 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(4) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

(5) 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

「災害が発生するおそれがある区域」については下表に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の

荒廃状況に応じて整理すること。なお、下表に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

- ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
- イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

(6) 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

(7) 洪水調整池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(8) 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(9) 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(10) 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

(11) 技術的細則は、「宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱い要綱」昭和51年5月25日付51農計第151号農地林務部長、51都第320号土木部長兩名通達によることを原則とする。

4 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

- (1) 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1パーセント以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることのできない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして別に定める雨量強度におけるピーク流量を流下させることのできない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。

- (2) 技術的細則は、昭和51年5月25日付51農計第151号農地林務部長、51都第320号土木部長両名通達による「宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱い要綱」によることを原則とする。

5 水源かん養（法第10条の2第2項第2号関係）

(1) 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(2) 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

6 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係）

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

これは、森林の有する公益的機能には、施設の配置によって代替補完されないものもあるため、森林を開発転用する場合には長年かかって形成された土壌を含め現況森

林をできるだけ保全し、それらの機能の確保を図る趣旨である。

残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- (ア) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事業者に対し指導するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとする。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別記２の「事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合」によるものとする。

また、残置森林等は、別記２の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記２に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然条件等に応じ、別記２に準じて適切に配置されていること。

- (イ) 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高１メートル以上の高木性樹木を、表１を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ５００本／ヘクタール～１０００本／ヘクタールの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表１

樹 高	植栽本数（１ヘクタール当たり）
１メートル以上	２，０００本
２メートル以上	１，５００本
３メートル以上	１，０００本

- (ウ) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

(3) 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に、土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨て場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査するものとする。

(4) 残置森林の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとする。

また、事業区域内に残置し、又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町村に対しては、残置し又は造成した森林が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるよう指導するとともに、事業者に対しては、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するものとする。また、残置し又は造成した森林の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるとともに、関係部局とも連携し、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限り許可を行うものとする。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなどの指導を行うものとする。

7 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可については、第4の2から6までの各要件によるほか、別記3によること。

第5 許可に付する条件（法第10条の2第4項及び第5項関係事項）

法第10条の2第4項において、「法第10条の2第1項の許可には、条件を附することが

できる」こととされているが、その内容は、法第10条の2第5項において「森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない」と定められている。

条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損なわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付するものとする。

第6 森林審議会及び関係市町村長の意見（法第10条の2第6項関係事項）

法第10条の2第6項において、知事は、開発行為の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないとされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすのか技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。

なお、森林審議会については、その積極的な活用と円滑な運営を期するため、部会の決議をもって総会の決議とすることができるよう規定が整備されている（政令第7条）。

- (1) 関係市町村長の意見の聴取に当たっては、開発行為をする森林の土地を管轄する市町村長及び当該開発行為によって直接影響を受けると見込まれる市町村長の意見を聴くものとする。
- (2) 福島県森林審議会の意見の聴取に当たっては、あらかじめ福島県森林審議会の意見を聴いて技術的、専門的観点から個別事案についての個別意見の聴取を要しない基準を定め、当該基準に該当する場合には個別に福島県森林審議会の意見を聴取しないこととしている。

なお、詳細は福島県森林審議会議事規則及び福島県森林審議会森林保全部会規程に定めるとおりである。

- (3) 福島県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くことをもって開発許可の手続の遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるものとする。

第7 監督処分（法第10条の3関係事項）

- 1 法第10条の3において「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされているが、これは、違反行為に起因して法第10条の2第2項の各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、知事が具体的事案に即して判断することとなる。

- 2 監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することが必要であり、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。

なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）

による代執行ができる。

第8 伐採及び伐採後の造林の届出

法第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合には伐採及び伐採後の造林の届出が不要であると規定されている（法第10条の8第1項第2号）。これは、開発行為の許可申請を通じて伐採の対象森林を知事が把握することができることから規定されたものであるから、開発行為の許可、変更、廃止等の手続があったときには遅滞なく当該市町村長に通知する必要がある。

なお、法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を要しない国又は地方公共団体が行う場合、同項第3号の省令で定める事業の施行として行う場合又は同項の政令で定める規模以下の開発行為を行う場合であっても、この伐採及び伐採後の造林の届出は必要となることに留意すること。

第9 適用除外

試験研究の目的に供している森林であって農林水産大臣の指定するもの及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条の境内地（同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）については、森林計画、伐採及び伐採後の造林の届出及び森林施業計画制度の適用から除外されているが、林地開発行為の許可制についてもその適用から除外されている（法第10条の4及び法第24条並びに省令第6条）。

附 則

- 1 この運用基準は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 森林法及び森林組合助成法の一部を改正する法律（昭和49年法律第39号。以下「昭和49年改正法」という。）の施行の際、現に開発行為を行っている者は、当該開発行為について許可を受けたものとみなされる（昭和49年改正法附則第5条）。
 - (1) 「現に開発行為を行っている」とは、この許可制の対象となっている森林において現実に土地の形質の変更に着手していることを要し、当該行為を行うための準備行為（土地の取得、資材の購入、請負契約の締結、設計図書の作成等）を行っていること、法令等による許認可を受けていること又は許可制の対象となっている森林以外において土地の形質の変更に着手していることだけでは該当しない。
 - (2) 許可を受けたとみなされる開発行為は、改正法の施行の際現に行っている開発行為の範囲に限定されるものであり、この範囲は法第10条第1項（平成11年4月施行の法改正後第10条の8第1項）の規定により提出された伐採の届出書による伐採箇所、法令等による許認可を受けている範囲等を勘案して判断するものとする。

なお、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可されている採取計画に基づき既に採取を行っている者が当該計画に基づき行う採取は、昭和49年改正法附則第5条に該当するものとする。
- 3 森林法等の一部を改正する法律（平成3年法律第38号。以下「平成3年改正法」という。）の施行前に平成3年改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第10条の2第1項の規定によりされた許可は、平成3年改正法による改正後の法（以下「新法」とい

う。)第10条の2第1項の規定によりされた許可とみなされる(平成3年改正法附則第5条)。

許可されたとみなされる開発行為は、平成3年改正法の施行前に旧法により許可された開発行為の範囲に限定されるものであり、開発行為の計画を変更する場合には、変更許可申請を行い、新法の規定による許可を受けなければならない。

附 則

この運用基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成16年2月29日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この運用基準は、令和5年4月1日から施行する。

2 森林法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第313号)の施行により、0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以下の太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、令和5年4月1日以降、法第10条の2第1項の規定に基づき、新たに知事の許可を受けることが必要となる。

(1) 令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に着手している者については、同項に基づく許可を受けることは要しない。

(2) 「太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に着手」とは、測量・設計等の太陽光発電設備の設置に必要な準備行為を終え、土地の形質変更を実施していることを指すものである。このため、土地の形質変更を実施していない者等は、開発行為に着手しているとは解さないことから、知事の許可を受けることを要する。

3 太陽光発電設備の設置以外を目的としている開発行為(土石等の採掘など一時的な転用を目的とする開発行為を除く。)が完了し、令和5年4月1日以降、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に着手する場合であっても、当初の開発行為の完了前に申請者が再

生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再エネ特措法」という。）第９条第４項の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けているなど、実態として当初の開発行為の目的が太陽光発電設備の設置であると解される場合には、知事の許可を受けることを要する。

附 則

この運用基準は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和７年６月２３日から施行する。

別記 1 一体性の判断基準チェック表

以下のアからウに掲げる場合を目安に、実施主体、実施時期又は実施箇所の各項目において、下表に掲げる各項目毎の内容に該当するかを確認し、全項目で一つ以上該当がある（各項目毎でいずれかチェック）と認められる場合は一体性のある林地開発行為と判断するものとする。

ア 実施主体の一体性

項目	内容	チェック
実施主体	同一事業者が開発行為を行う場合	
	事業者が法人の場合にあって、別々の法人であっても役員が同一人である場合、又は法人の所在地が同一である場合、グループ関連会社である場合	
	血縁関係にある複数の者が開発行為を行う場合	
	数人（数社）の行為者が共同の意思（計画の共同性）をもって開発行為を行う場合 ※計画の共同性（工事用道路、完成後の道路を共同で開設・排水施設等防災施設等・その他の施設を共用する場合等）	

イ 実施時期の一体性

項目	内容	チェック
実施時期	開発行為の時期が重複する場合	
	前の開発行為の完了後 5 年以内に、次の開発行為を行う場合	

ウ 実施箇所の一体性

項目	内容	チェック
実施箇所	同一の集水区域である場合（開発により同一になる場合も含む）	
	道路、防災施設（調節池、調整池、沈砂池、排水系統など）、その他の施設が併用となる場合	

別記 2

主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為の目的		事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	別荘地	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	スキー場	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は一箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。 また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	ゴルフ場 (9ホール以上)	森林率はおおむね50パーセント以上とする。 (残置森林率は、おおむね40パーセント以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。
宿泊施設・レジャー施設の設置	ホテル、旅館、ペンション、リゾートマンション、コンドミニアム等 総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、サーキット場、スポーツセンター、墓地公園(混在しているもの)、ゴルフ練習場等	森林率はおおむね50パーセント以上とする。 (残置森林率は、おおむね40パーセント以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発行為の目的		事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
工場・事業場の設置	製造工場、加工工場、流通センター、ショッピングセンター、トラクターミナル等 病院、福祉施設、研修所、駐車場、自動車教習所、資材置き場、墓地、博物館、神社等 産業廃棄物処理施設 養鶏・養豚場 学校用地	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る一箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	住宅団地等	森林率はおおむね20パーセント以上とする。 (緑地を含む)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘	砂利、土、岩石、鉱物採取、残土処理施設、造林用ブル地捨て等		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取り扱うことが適切でないことによるものである。

2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林（若齢林を含む。）及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないと見込まれるものは対象としないものとする。

3 「残置し又は造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならないという

趣旨である。

4 「開発行為の目的」について

- (1)「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。
- (2)「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これを含め取り扱うものとする。
- (3)「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
- (4)「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- (5)「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

- (6) 別記1に掲げる以外開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。

また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

- (7) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等から見てやむを得ないものと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- 5 工場・事業場及びレジャー施設の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね20ヘクタール以下、おおむね5ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ20ヘクタール、5ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 6 工場、事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 7 住宅団地造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
 - (1) 公園・緑地・広場
 - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - (3) 緑地帯、緑道

(4) 法面緑地

(5) その他上記に類するもの

8 「ゲレンデ等」とは滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

9 本県においては、開発目的が「工場、事業場の設置」及び「住宅団地の造成」で、事業区域の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満の場合には、次の森林配置で計画することを認めている。なお、開発目的が「太陽光発電設備の設置」の場合の森林配置は、別記2の第3によること。

事業区域の開発行為に係る面積	周辺部森林幅
15ヘクタール以上から20ヘクタール未満	おおむね25メートル以上
10ヘクタール以上から15ヘクタール未満	おおむね20メートル以上
5ヘクタール以上から10ヘクタール未満	おおむね15メートル以上
5ヘクタール未満	おおむね10メートル以上

別記 3

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、福島県林地開発許可制度運用基準（以下、運用基準）第4の2から6までの各要件によるほか、以下によること。

太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為の許可に当たって、次に掲げる事項に基づき適正かつ円滑に実施すること。

なお、法第10条の2第1項に規定する許可を要しない規模の開発についても、次に掲げる事項を踏まえ、森林の土地の適切な利用が確保されるよう指導することとする。

第1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を行う際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることについて、申請者に対して指導するとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことを申請者に対して促すものとする。

以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。

第2 災害を発生させるおそれに関する事項

1 自然斜面への設置について

運用基準第4の3(1)の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

(1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不透透性の材料で覆われる箇所については、「土砂流出防止対策基準」（令和2年3月30日付元森第3889号農林水産部長、元都第1463号土木部長両名通知）Ⅳ－2－(2)－アの表（流出係数）によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

(2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、「土砂流出防止対策基準」Ⅳ－3の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

第3 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し又は造成する森林又は緑地の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、運用基準の別記1によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

また、事業区域の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満の場合には、次の配置で計画することを認めている。

事業区域の開発行為に係る面積	周辺部森林幅
15ヘクタール以上から20ヘクタール未満	おおむね25メートル以上
10ヘクタール以上から15ヘクタール未満	おおむね20メートル以上
5ヘクタール以上から10ヘクタール未満	おおむね15メートル以上
1ヘクタール超から5ヘクタール未満	おおむね10メートル以上
0.5ヘクタール超から1ヘクタール以下	おおむね5メートル以上

なお、運用基準第4の6(4)において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、当該林地開発許可を審査する際、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするよう、申請者に併せて指導することとする。

第4 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

1 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。

2 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施行に努めるよう申請者に促すこととする。